

令和4年度 図書館要覧

(令和3年度実績報告)



五條市立図書館
指定管理者 (株)図書館流通センター



目 次

1 運営目標および活動方針	1
2 図書館の沿革	1
3 施設概要	5
4 利用状況	6
5 図書館資料	9
6 サービス指数	11
7 学校・他機関との連携	12
8 自主事業	14
9 おはなし会・えほんのとびら.....	15
10 研修実績	15

《資 料》

五條市図書館条例	16
五條市図書館条例施行規則	19

1. 運営目標および活動方針

図書館活動の目標

市民の生涯学習の場として必要な図書・資料を収集し、整理し、保存して市民の利用に供するとともに、市民に親しまれる図書館運営に努める。

図書館活動の運営方針

市内の学校及び関係機関との連携を密にした図書館活動の推進を通して下記の事項の達成に努める。

- ・市民の読書への関心を高め、感性豊かな市民の育成を図る。
- ・郷土資料の蒐集に努め、市民の郷土愛とその定着を図る。
- ・市内児童・生徒の読書意欲の向上を図る。

2. 図書館の沿革

明治	33年 5月10日	東宮陛下(大正天皇)大婚の祝典を記念して郡立図書館設立を議決
	8月22日	本館を五條町大字五條308番地に設置
		館長 上田 兼三
	36年 7月19日	五條町五條332番地 常楽院に図書館移転
	38年 4月30日	図書館を宇智郡役所内に移転
		館長 椎原 国太
	44年 9月15日	新図書館落成 開館式
		五條町五條238番地の1
		総敷地坪数111.24坪 建坪49.37坪
		洋風木造2階
大正		1階 普通閲覧室・女子閲覧室・新聞閲覧室・書庫・事務室・宿直室
		2階 記念室・特別閲覧室・応接室
		総建築費 4,238円36銭6厘
		以来巡回文庫を設け、各小学校・青年学校に巡回
		館長 河田 正通
	10年	巡回文庫を30箇所增加到
		学校青年団以外郡内理髪店まで巡回する
	12年	郡制廃止により宇智郡立図書館より県立宇智図書館に移管
昭和	3年 4月1日	五條町立図書館となる
	5年 8月1日	館長 辻本 直吉
	6年 2月11日	優良図書館として文部省より選奨される
	9年 7月1日	館長 新城 軍平
	17年 1月	内吉野地方事務所設置に伴い図書館は五條町役場裏に移転
	21年	五條町役場より小学校講堂横に移転
	30年	地方事務所廃止に伴い、元の図書館にもどる
	32年 10月15日	五條市制実施に伴い五條市立図書館となる

11月12日	五條市立図書館設置管理に関する条例がつくられる
35年 4月26日	市庁舎改築のため、2階に教育委員会事務局が入る
39年	五條女性読書サークルができる
41年	藤岡文庫の設置
46年 4月	五條市立図書館協力会発足 会員46名 会長 永井 要志永
8月	子供青空図書館を行う（於 五條小学校内）
11月	第1回市内小中学校読書感想文集発行
47年 11月	「一粒文庫」集書運動開始
49年 12月	ライオンズ文庫設置
52年 7月	図書館改築のため、五條小学校講堂2階に移転
11月	新図書館起工式 改築工事始まる
53年 4月1日	館長 浦 延代
6月	新図書館に移転
7月1日	新図書館竣工式 設計管理 西本幾雄 一級建築士 施 行 田原建設 位 置 五條市本町1丁目238番地の1 敷地面積 486.40㎡ 建築面積 260.35㎡ 延べ面積 761.34㎡ 構 造 鉄筋・鉄骨コンクリート3階建 総事業費 94,400,000円
54年 3月	五條ライオンズクラブより移動図書館車「やまびこ号」が寄贈される
4月	移動図書館「やまびこ号」市内7小学校（五小除く）へ巡回運行開始
5月	五條史談会発足
6月	児童図書不足のため、図書館協力会及び五條自治連合会の協力で児童図書持ち寄り運動を開始する
7月	小川文庫設置
8月	紙谷脩一氏古書 寄付 ロータリー文庫設置
55年 2月	子供の本の会発足
10月21日	五條市立図書館創立80周年記念式典 80年記念誌発刊 (夜)講演会開催 講師 豊田 穰 氏・渡辺 淳一 氏・おおば 比呂司 氏
57年 1月4日	館長 西本課長兼務
1月16日	教育委員会事務局移転
7月10日	館長 吉岡課長兼務
59年 7月	市口文庫設置
60年 4月1日	館長 和所 一二三
5月	図書館広報誌「くすのき」発刊

平成	61年 6月	おはなしの会開催(毎月第4日曜日)
	7月	田中文庫設置
	10月	「やまびこつうしん」発刊
	63年 4月1日	館長 堤 昭二
	元年 3月	橋本柴閣氏より書架・書籍名品叢刊及び書道指導書が寄贈される
	5月	ライオンズクラブより移動図書館自動車第2代目「やまびこ号」が寄贈される
	3年 4月1日	館長 横田 宗
	8月	教育委員会事務局 法務局跡に移転
	7月22日	8月31日まで教育委員会移転に伴う改修工事実施
	4年 9月12日	学校週5日制に伴う移動図書館自動車「やまびこ号」の運行始める
	7年 4月1日	館長 辻本 正
	9年 3月4日	1階に視聴覚コーナーを2席設置
	4月1日	視聴覚資料館内貸出サービス開始
	10年 4月1日	館長 橋本 匡彦
		五條市立図書館協議会設置
	12年 5月17日	大和物産文庫設置
	10月1日	創立100周年記念要覧発刊
		コンピュータシステム業務の開始
	10月4,5日	ブックリサイクルフェア実施(創立100周年事業)
	13年 4月1日	館長 川元 雅子
	5月1日	子ども読書活動推進に関する法律制定
	14年 4月1日	館長 山田 榮子
	15年 4月1日	館長 井上 眞二
	7月17日	乳幼児室「えほんのへや」設置
	16年 3月25日	ホームページの開設
	17年 3月15日	大和物産文庫増設
	4月1日	館長 本田 宗弘
	5月	第3代目「やまびこ号」
		県立図書館から西吉野村経由で譲受ける
	9月25日	五條市が西吉野村・大塔村と合併
	10月	合併に伴い西吉野小学校・大塔小学校へやまびこ号の運行を開始
	20年 4月	祝日の一部開館実施
	21年 4月1日	館長 磯田 幸一郎
	22年 4月1日	館長 櫻井 久巳
	10月1日	指定管理者制度導入 (大新東ヒューマンサービス株式会社運営)
		館長 坂本 芳美
	23年 9月12日	大塔村台風被災により大塔小・中学校が旧西吉野小学校へ移動
		学校移動に伴いやまびこ号も旧西吉野小学校へ運行
	11月1日	図書館システムの更新
	24年 4月1日	台風被災に伴い大塔小・中学校の仮校舎を西吉野小・中学校に置く

令和	25年 4月1日	指定管理者（株）図書館流通センター 館長 百田 恵子
	4月1日	利用者端末のインターネット開放 金剛三市（河内長野市・橋本市・五條市）で図書館の相互利用開始
	6月	ホームページのリニューアル
	7月	雑誌オーナーの開始
	9月1日	図書館だより発行
	10月	YAコーナー（青少年向け図書コーナー）の設置
	26年 4月	インターネット予約サービス開始
	6月	五條小学校図書室支援開始 （読み聞かせやブックトークの出前）
	6月	おはなしの会「えほんのとびら」開始
	11月	図書館マスコットキャラクター製作
	27年 4月	モデル校（牧野小学校 野原中学校）に読書活動推進委員を派遣
	5月	宅配サービス開始
	11月	五條市文化祭にてブックリサイクルを開催（中央体育館）
	28年 4月	指定管理者（株）図書館流通センター 館長 小室 茂夫 ブログ開設
	11月	第1回五條市図書館を使った調べる学習コンクール（全国コンクール出展）
	29年 7月	1階と2階の大規模資料入れ替え
	9月	小学生のPOP作品募集・展示
	11月	第2回五條市図書館を使った調べる学習コンクール（全国コンクール出展） ブックリサイクルを五條小学校体育館に場所を移し開催
	30年 9月	小学生のPOP作品募集・展示
	11月	第3回五條市図書館を使った調べる学習コンクール（全国コンクール出展）
令和	元年 4月	館長 吉田 久美
	10月	五條市貴重本展示コーナーの設置
	11月	わかりやすい本のコーナーの設置 第4回五條市図書館を使った調べる学習コンクール（全国コンクール出展）
	2年 4月	令和2年度子供の読書活動優秀実践図書館に選ばれる
	5月	学校統合に伴い、五條東小学校へやまびこ号の運行を開始
	11月	LIVA図書除菌機 設置 第5回五條市図書館を使った調べる学習コンクール（全国コンクール出展）
	3年 5月	学校統合に伴い、五條南小学校へやまびこ号の運行を開始
	11月	第6回五條市図書館を使った調べる学習コンクール（全国コンクールに出展）

3. 施設概要

施設概要

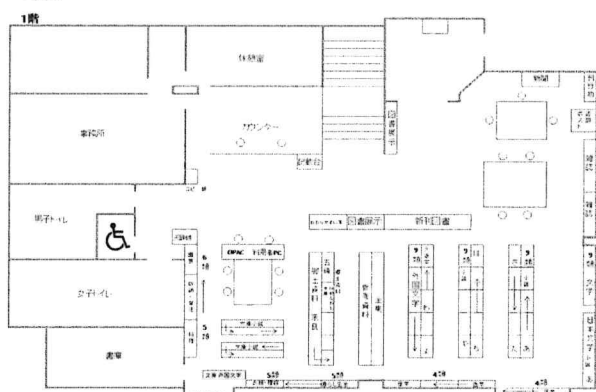
名称	五條市立図書館
所在地	〒637-0041 五條市本町1丁目1番5号 TEL:0747-22-4133 FAX:0747-22-4122
敷地面積	493.00㎡
建築面積	260.35㎡
延べ面積	761.34㎡
建築構造	鉄骨造 3階建

主な施設内容

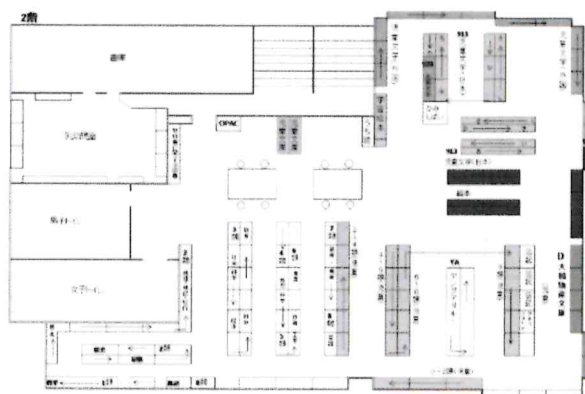
館外	図書返却ポスト・駐輪場
1階	ロビー・カウンター・一般書架・高齢者身障者優先閲覧席・事務室・作業室・風除室・倉庫
2階	一般書架・児童コーナー・えほんのへや・倉庫
3階	閲覧室・郷土資料室・研修室・新聞閲覧室・倉庫
移動図書館「やまびこ号」 1台	

平面図

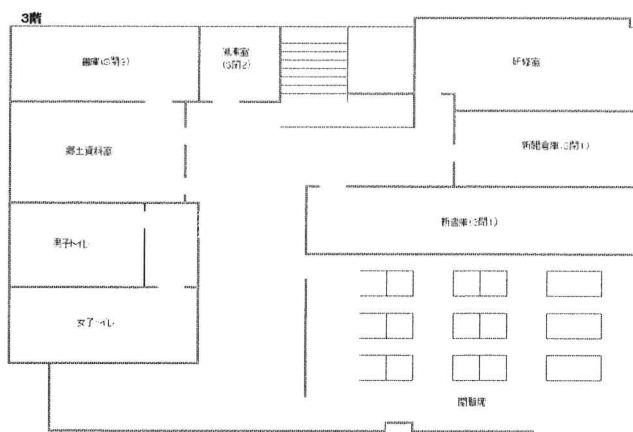
1階



2階



3階



4.利用状況(2021年度)

a.月別登録者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R2年度
一般	10	8	5	11	8	9	7	5	4	9	2	7	85	95
児童	84	54	1	1	3	4	2	1	0	1	2	3	156	152
団体	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	51

b.月別有効登録者数推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般	12,509	12,534	12,559	12,588	12,610	12,633	12,656	12,684	12,705	12,737	12,752	12,770
児童	1,323	1,361	1,342	1,324	1,313	1,302	1,286	1,262	1,244	1,220	1,209	1,200
合計	13,832	13,895	13,901	13,912	13,923	13,935	13,942	13,946	13,949	13,957	13,961	13,970

c.年齢別登録者数

年齢	0～6	7～9	10～12	13～15	16～18	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	合計
3年度	10	139	8	0	2	6	24	14	7	12	19	241
2年度	7	143	2	0	4	13	24	17	11	12	14	247
元年度	31	167	7	2	3	8	31	21	11	23	15	319

d.市内地区別登録者数

地区名	登録者数	人口	登録率
五條	2,495	5,333	47%
野原	1,128	2,603	43%
宇智	1,639	3,614	45%
牧野	766	1,804	42%
なつみ台	218	609	36%
田園	2,844	5,201	55%
阪合部	692	1,606	43%
北宇智	1,215	3,047	40%
南宇智	601	1,279	47%
南阿太	258	526	49%
大阿太	234	594	39%
西吉野	688	2,197	31%
大塔	46	227	20%
合計	12,824	28,640	45%

※令和4年2月末の人口

e.県内登録者数

市町村名	登録者数	市町村名	登録者数
奈良市	17	王寺町	4
大和高田市	48	広陵町	12
大和郡山市	4	河合町	2
天理市	10	大淀町	68
橿原市	72	下市町	28
桜井市	12	三宅町	1
御所市	76	高取町	10
生駒市	1	吉野町	17
香芝市	16	川上村	1
葛城市	29	明日香村	9
宇陀市	9	十津川村	24
三郷町	2	野迫川村	7
斑鳩町	1	黒滝村	4
田原本町	5	天川村	5
上牧町	4	合計	498

f.県外登録者数

都道府県名	登録者数
和歌山県	484
大阪府	63
その他の都道府県	101
合計	648

g.月別利用状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R2年度
開館日数		26	27	25	27	27	25	27	26	24	24	12	26	296	266
利用者数		1,639	1,405	1,525	2,256	2,813	1,872	2,054	1,908	1,655	1,773	1,001	1,737	21,638	16,976
貸出人数	一般	787	830	776	913	922	784	845	767	731	840	578	738	9,511	8,674
	児童	78	72	71	236	346	132	98	62	80	102	42	61	1,380	1,227
	移動図書館	0	369	473	465	0	328	464	98	277	97	0	0	2,571	2,688
	団体	40	66	59	33	32	31	79	49	36	48	12	31	516	556
	合計	905	1,337	1,379	1,647	1,300	1,275	1,486	976	1,124	1,087	632	830	13,978	13,145
貸出冊数	一般	3,121	3,573	3,347	3,990	4,056	3,454	3,393	3,200	3,397	3,688	2,473	3,376	41,068	37,374
	児童	474	453	408	1,321	1,585	633	552	355	504	541	243	380	7,449	6,727
	移動図書館	0	626	712	815	0	492	833	235	571	214	0	0	4,498	5,506
	団体	137	1,023	655	315	529	304	1,148	708	684	637	76	113	6,329	6,449
	合計	3,732	5,675	5,122	6,441	6,170	4,883	5,926	4,498	5,156	5,080	2,792	3,869	59,344	56,056

h.月別予約件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R2年度
窓口	80	90	77	67	67	62	76	58	41	60	55	75	808	832
OPAC	1	1	0	0	0	0	1	3	2	7	0	0	15	3
WEB	45	54	41	37	27	36	38	41	40	49	45	70	523	579
合計	126	145	118	104	94	98	115	102	83	116	100	145	1,346	1,414

i.リクエスト購入・相互貸借冊数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R2年度
リクエスト購入	6	3	12	7	2	5	7	6	4	9	5	5	71	54
相互貸借	貸出	19	16	22	24	15	12	18	26	9	19	7	29	216
	借受	42	25	23	31	19	22	22	25	8	8	21	30	276

j.貸借館別相互貸借冊数

県立図書館 情報館	貸出	40	橿原市	貸出	2	宇陀市	貸出	5	王寺町	貸出	3
	借受	108		借受	13		借受	9		借受	8
奈良市 中央	貸出	8	桜井市	貸出	0	平群町	貸出	3	広陵町	貸出	6
	借受	2		借受	8		借受	0		借受	8
奈良市 西部	貸出	5	御所市	貸出	3	三郷町	貸出	1	河合町	貸出	17
	借受	0		借受	0		借受	10		借受	2
奈良市 北部	貸出	10	生駒市	貸出	6	斑鳩町	貸出	14	大淀町	貸出	0
	借受	6		借受	39		借受	8		借受	6
大和 高田市	貸出	15	香芝市	貸出	11	川西町	貸出	8	川上村	貸出	2
	借受	9		借受	3		借受	1		借受	2
大和 郡山市	貸出	18	葛城市 新庄	貸出	13	田原本町	貸出	2	安堵町	貸出	5
	借受	16		借受	0		借受	10		借受	0
天理市	貸出	0	葛城市 當麻	貸出	9	上牧町	貸出	10	県外	貸出	0
	借受	2		借受	0		借受	0		借受	6

県内	貸出	216
	借受	270
県外	貸出	0
	借受	6
合計	貸出	216
	借受	276

k.レファレンス件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R2年度
所蔵調査	34	43	32	48	45	20	20	33	18	41	15	31	380	422
資料調査	9	10	12	73	65	6	4	8	5	10	5	4	211	218
利用案内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	4	10
合計	43	53	44	121	110	26	25	44	23	51	20	35	595	655

l.複写サービス件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R2年度
件数	17	16	12	9	6	8	7	8	6	8	2	4	103	29
枚数	モノクロ	207	221	264	22	18	109	47	23	30	16	6	9	972
	カラー	0	0	0	8	2	0	0	10	3	0	3	0	26
	カラーA3	0	1	0	3	2	2	0	4	0	0	0	1	13
	合計	207	222	264	33	22	111	47	37	33	16	9	10	1,011

m.金剛山市登録・貸出冊数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R2年度
橋本	登録	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	0	4	5
	貸出	77	63	41	51	53	52	49	25	81	95	81	107	775
河内 長野	登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19

n.3F閲覧席利用者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R2年度
利用者数	49		8	65	170	91	68	77	81	151	44	91	895	23

g.貸出ベスト

一般・小説

順位	書名	著者名	出版社	貸出回数
1	白鳥とコウモリ	東野 圭吾/著	幻冬舎	28
2	流浪の月	凧良 ゆう/著	東京創元社	24
3	マスカレード・ナイト	東野 圭吾/著	集英社	23
4	湖の女たち	吉田 修一/著	新潮社	19
5	小説8050	林 真理子/著	新潮社	18
5	心淋し川	西條 奈加/著	集英社	18
5	いのちを守る	宇江佐 真理/著	KADOKAWA	18
5	あるヤクザの生涯	石原 慎太郎/著	幻冬舎	18
9	代理母、はじめました	垣谷 美雨/著	中央公論新社	17
9	じい散歩	藤野 千夜/著	双葉社	17

一般・小説以外

順位	書名	著者名	出版社	貸出回数
1	嘘かまことか	平岩 弓枝/著	文藝春秋	14
2	これで暮らす	群 ようこ/著	KADOKAWA	13
3	地理マニアが教える旅とまち歩きを楽しむ方	作田 龍昭/著	ベレ出版	12
3	ヨガのポーズが丸ごとわかる本	Yogini編集部/編	権出版社	12
5	スマホ脳	アンデシュ ハンセン/著	新潮社	11
5	九十八歳。戦いやまず日は暮れず	佐藤 愛子/著	小学館	11
5	大人の流儀 10	伊集院 静/著	講談社	11
5	魔法の水切り塩ヨーグルトレシピ	林 幸子/著	小学館	11
9	関西 駅から楽しむ日帰り山歩き	木暮人倶楽部森林 山歩きの会/監修	メイソユニバーサルコンテンツ	10
9	老いの福袋	樋口 恵子/著	中央公論新社	10

児童

順位	書名	著者名	出版社	貸出回数
1	どうぶつのおばけずかん	斎藤 洋/作	講談社	22
2	まちのおばけずかん	斎藤 洋/作	講談社	17
2	のりものおばけずかん	斎藤 洋/作	講談社	17
4	ミラクルたのしい！ はじめてのお料理レッスン	大瀬 由生子/レシピ	西東社	16
4	名探偵コナン推理ファイル日本史の謎 1	青山 剛昌/原作	小学館	16
4	NHKすすめ！ キッチン戦隊クックルン まんぷくようり&かんたんおやつ	市瀬 悦子/料理監修	NHK出版	16
4	レストランのおばけずかん	斎藤 洋/作	講談社	16
8	かいけつゾロリたべるぜ！ 大ぐいせんしゅけん	原 ゆたか/さく・え	ポプラ社	15
8	かいけつゾロリのでんごくとしごく	原 ゆたか/さく・え	ポプラ社	15
8	はらぺこあおむし	エリック・カール/さく	偕成社	15

雑誌

順位	書名	巻号	出版社	貸出回数
1	暮らしの手帖	9号 2020年12・1月号	暮らしの手帖社	14
2	ESSE	2021年5月号	フジテレビジョン	13
2	ESSE	2021年6月号	フジテレビジョン	13
2	LDK	2021年3月号	晋遊社	13
2	暮らしの手帖	11号 2021年4・5月号	暮らしの手帖社	13
6	暮らしの手帖	8号 2020年10・11月号	暮らしの手帖社	12
6	レタスクラブ	2021年4月号	KADOKAWA	12
6	サンキュ！	2021年4月号	ベネッセ	12
6	LDK	2021年4月号	晋遊社	12
10	ゆうゆう	2020年12月号	主婦の友社	11

5.図書館資料

a.受入・除籍資料数

	購入	寄贈	除籍
冊数	1,617	178	9,145

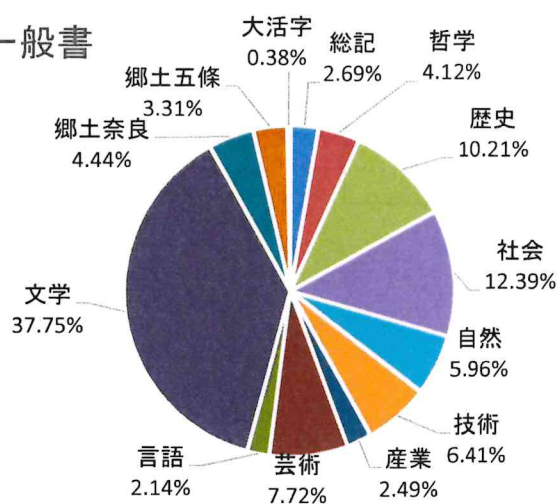
b.分類別受入図書

	総記	哲学	歴史	社会	自然	技術	産業	芸術	言語	文学	郷土 奈良	郷土 五條	大活字	絵本	紙芝居	合計
購入	一般	36	25	88	135	106	132	36	75	22	340	13	2	1	0	1,011
	構成比	3.56%	2.47%	8.70%	13.35%	10.48%	13.06%	3.56%	7.42%	2.18%	33.63%	1.29%	0.20%	0.10%	0.00%	100.00%
	児童	30	2	12	45	67	32	17	16	11	130	0	0	0	244	606
	構成比	4.95%	0.33%	1.98%	7.43%	11.06%	5.28%	2.81%	2.64%	1.82%	21.45%	0.00%	0.00%	0.00%	40.26%	100.00%
寄贈	8	3	10	55	2	10	0	4	0	25	38	22	0	1	0	178
合計	74	30	110	235	175	174	53	95	33	495	51	24	1	245	0	1,795

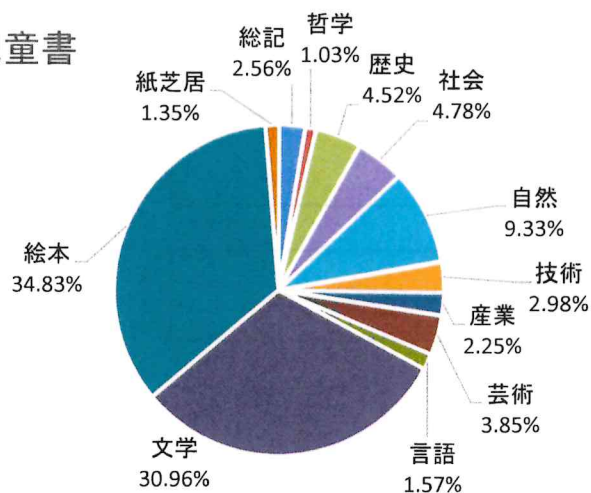
c.分類別蔵書冊数

	総記	哲学	歴史	社会	自然	技術	産業	芸術	言語	文学	郷土 奈良	郷土 五條	大活字	絵本	紙芝居	合計
一般書	1,421	2,178	5,401	6,553	3,153	3,388	1,318	4,082	1,129	19,960	2,346	1,750	201	0	0	52,880
構成比	2.69%	4.12%	10.21%	12.39%	5.96%	6.41%	2.49%	7.72%	2.14%	37.75%	4.44%	3.31%	0.38%	0.00%	0.00%	100.00%
児童書	751	301	1,324	1,401	2,734	874	659	1,129	459	9,074	0	0	0	10,210	397	29,313
構成比	2.56%	1.03%	4.52%	4.78%	9.33%	2.98%	2.25%	3.85%	1.57%	30.96%	0.00%	0.00%	0.00%	34.83%	1.35%	100.00%
合計	2,172	2,479	6,725	7,954	5,887	4,262	1,977	5,211	1,588	29,034	2,346	1,750	201	10,210	397	82,193

一般書



児童書



d.逐次刊行物

新聞	朝日新聞	読賣新聞	日経スポーツ新聞	奈良新聞
	毎日新聞	産経新聞	日本経済新聞	計7紙

購入雑誌	婦人画報	mina	日経エンターテインメント！	歴史街道
	関西・中国・四国じゃらん	旅の手帖	文藝春秋	手をつなぐ
	ソトコト	趣味の園芸	すてきにハンドメイド	きょうの健康
	きょうの料理	kodomoe	趣味の園芸やさいの時間	ことりっぷマガジン
	暮らしの手帖	STORY	関西ウォーカー	Tarzan
	四季報	サンキュ！	ESSE	かぞくのじかん

計24誌

寄贈雑誌	健康365	武道	MAMOR	EURO-NARASIAQ
	Clasism			計5誌

オーナー雑誌

大和物産株式会社	ゆうゆう	月刊大和路ならら	月刊奈良	MOE
	こどものとも012	こどものとも年少版	こどものとも年中向き	こどものとも
	日経TRENDY	歴史人	サライ	オール讀物
	SAVVY	かぎろひの大和路	週刊文春	

五條ロータリークラブ	あまから手帖	ラジオ深夜便	うかたま	3分クッキング
	LDK			

ダイドードリンク	ダ・ヴィンチ	日経WOMAN	&Premium	日経マネー
	月刊自家用車	クロワッサン		

株式会社十川ゴム	Newton	能瀬精工(株)	レタスクラブ
----------	--------	---------	--------

五條市ゴルフ協会	GOLFダイジェスト
----------	------------

計29誌

6.サービス指数

項目	算式	数値
市内登録率(%)	$\frac{\text{市内登録者数}}{\text{五條市人口}} \times 100$	44.7%
登録者一人あたりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{市内登録者数}}$	3.7冊
蔵書回転率	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{蔵書冊数}}$	0.6回
市民一人あたりの図書購入費	$\frac{\text{図書購入費}}{\text{五條市人口}}$	99.5円
購入図書の平均単価	$\frac{\text{図書購入費}}{\text{購入冊数}}$	1,762.5円
スタッフ一人あたりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{スタッフ数}}$	5,390.7冊
スタッフ一人あたりの奉仕人口	$\frac{\text{五條市人口}}{\text{スタッフ数}}$	3,182.2人
一日あたりの来館者数	$\frac{\text{図書館来館者数}}{\text{来館日数}}$	73.1人
一日あたりの貸出冊数	$\frac{\text{貸出冊数}}{\text{来館日数}}$	163.9冊

基礎数値

項目	数値
五條市人口	28,640人
市内登録者数	12,824人
図書購入費	2,850,000円
年間購入冊数	1,617冊
蔵書冊数	82,193冊
図書館来館者数	21,638人
貸出冊数	48,517冊
職員数	9名
開館日数	296日

※令和4年2月現在の人口

7.学校・他機関との連携

① 図書館見学

学校名	見学日	人数
五條小学校	6/17(木)	28名
奈良県立五條高等学校	12/14(火)	2名

② 学校団体貸出

学校名	回数	冊数	学校名	回数	冊数
五條小学校	7	98	五條東中学校	2	13
牧野小学校	40	2,493	五條西中学校	1	84
北宇智小学校	49	1,146	奈良県立五條高等学校	6	124
五條東小学校	24	652	えほんのひろば	1	150
合計				130	4,760

③ 学校支援

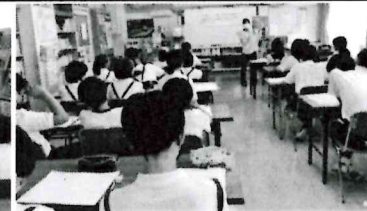
市内小中学校(8校)の中からモデル校を定めて図書館スタッフが学校に赴き、図書室内の整備や児童の読書案内、先生の授業支援などをおこなっている

2021年度のモデル校は、北宇智小学校・牧野小学校・五條西中学校の3校

図書室の整備	図書室の本をNDC順に並べ直して、子どもが自分で本を探せる書架作り	
		

読書案内	読み聞かせやブックトーク、展示などの実施	
		

授業支援	並行読書本の用意・オリエンテーションなどの授業支援	
		

調べる学習コンクールのやり方講座	調べる学習コンクールの進め方やまとめ方講座の実施	
		

④ 五條高等学校との連携事業

図書委員会との合同展示の実施	
開催日	2022年1月8日(土)～2月1日(火)
場所	図書館 1階
内容	図書委員会と図書館のスタッフがおすすめの本を選んでPOPを作成 五條高等学校の文化祭でPOPの展示をおこなった後、図書館で展示

⑤ 市内小中学校向け配布物

くすのき	
発行月	2021年4月
対象	市内小学校の保護者
内容	図書館の案内や移動図書館「やまびこ号」について

やまびこつうしん	
発行月	2021年7月・12月
対象	市内小学校の全児童
内容	長期休暇に向けて図書館の案内や児童書の紹介

五條市内小中学校児童生徒作品読書感想文集50	
発行月	2022年1月
対象	市内小中学校の優秀作品
内容	市内小中学校の児童が書いた読書感想文の優秀作品をまとめた文集

8.自主事業

年間事業

読書通帳	小中学生を対象に、読んだ本のタイトルや感想を記録していく
うち読	小学生とその家族で同じ本を読み、コミュニケーションをとる

イベント・展示

夏休み 図書館を使った調べる学習コンクール親子講座	
開催日	7月24日(土) 10:00～11:00
場所	3階閲覧席
対象	小学生と保護者
参加人数	子ども2名 大人2名 計4名



本の貸出福袋	
開催日	11月6日(土)～11月8日(月)
参加人数	大人20袋 子ども10袋 計30袋
内容	図書館スタッフおすすめの本が2冊入った福袋の貸出



第6回 五條市図書館を使った調べる学習コンクール 入賞作品展示	
開催日	2月28日(月)～3月13日(木)
展示作品数	19作品
内容	五條市を使った調べる学習コンクールで入賞した優秀作品を展示



テーマ展示

児童展示		一般展示	
3/15～5/14	えほん50	4/1～5/9	新生活を始めよう！
5/28～6/20	追悼 エリック・カール	4/29～6/20	自分プロデュース
5/14～7/1	あめのあしおと	4/1～6/18	STAY HOME
7/1～9/12	課題図書	6/19～9/17	図鑑で見る世界
9/13～11/18	あきみ～つけた	9/18～11/25	世界認知症月間
11/19～2/27	ふゆ	10/19～11/9	追悼 山本文緒
3/14～	えほん50	11/11～12/28	追悼 瀬戸内寂聴
		11/26～1/7	SDGs
		2/17～3/11	図書館で春を見つけよう
		3/12～	心が「ホッ」とする本棚

9.おはなし会・えほんのとびら

おはなし会

五條おはなしの会(ボランティア)

日時 毎月第4日曜日 10:30~11:00

場所 図書館2F えほんのへや

対象 3歳~小学生

内容 絵本やおはなしを親子で楽しんでもらうことで子育てを支援する

日	内容
新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策のため中止	

えほんのとびら

TRCスタッフ

日時 毎月第2土曜日 10:30~11:00

場所 図書館2F えほんのへや

対象 全年齢

内容 絵本やおはなしを親子で楽しんでもらうことで子育てを支援する

日	内容
新型コロナウイルス感染症感染拡大予防対策のため中止	

10.研修実績

日付	研修名称	研修場所	主催	参加人数
9月2日	TRC研修 ビジネスマナー研修	五條市立図書館 オンライン参加	TRC	1名
9月14日	TRC研修 選書:図書館資料の入り口から出口まで	五條市立図書館 オンライン参加	TRC	1名
10月8日	TRC研修 新人責任者研修	五條市立図書館 オンライン参加	TRC	1名
10月28日	TRC研修 魅力的な書架づくり	五條市立図書館 オンライン参加	TRC	1名
11月22日	TRC研修 傾聴	五條市立図書館 オンライン参加	TRC	1名
2月3日	TRC研修 高齢者サービス	五條市立図書館 オンライン参加	TRC	1名

五條市図書館条例

平成21年12月22日

条例38号

五條市立図書館設置管理に関する条例(昭和32年11月五條市条例第37号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)の精神に基づき、図書、記録その他必要資料を収集整理し、保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として五條市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 五條市立図書館

位置 五條市本町1丁目1番5号

(館長等)

第3条 図書館には、館長及び必要な職員を置く。

(指定管理者による管理)

第4条 図書館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて五條市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

(1)事業計画書

(2)前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要なものとして規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者の指定は、前条の規定により提出された書類その他必要な事項を審査し、その経営、実績等を勘案して図書館の管理を行わせるのに最も適当であると認めたものを指定管理者として選定し、議会の議決を経た後、行ふものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行ふものとする。

(1)図書、逐次刊行物、郷土資料、雑誌、新聞、視聴覚資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存に関すること。

(2)図書館資料の利用に関すること。

(3)読書案内、読書相談及び図書館資料の調査相談(以下「レファレンス」という。)に関すること。

(4)他の図書館と連携・協力し、情報交換及び図書館資料の相互貸借等を行うこと。

(5)お話し会、資料展示会等の主催及び支援に関すること。

(6)学校等との連携及び協力に関すること。

(7)五條市立移動図書館の運営に関すること。

(8)広報機関誌の発行及び頒布に関すること。

(9)図書館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(10)その他図書館の目的達成に必要な事業

(開館時間)

第8条 図書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

(1)毎週水曜日

(2)12月29日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(館内規律及び入館制限)

第10条 図書館に入館する者は、次の事項を守らなければならない。

(1)図書館資料を所定の場所以外で利用しないこと。

(2)危険物又はペット等を持ち込まないこと。

(3)喫煙又は飲食をしないこと。

(4)高声、放歌等他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、図書館への入館を拒否し、又は図書館からの退去を命ずることができる。

(1)図書館資料、施設等を損傷するおそれがある者

(2)他人に危害を加え、又は迷惑になる行為をする者

(3)前項各号の規定に違反する者

(4)前3号に掲げる者のほか、図書館の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第11条 図書館を利用した者は、その利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 図書館の利用者は、図書館の施設、設備、資料その他物件を故意又は過失により汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、五條市個人情報保護条例(平成15年9月五條市条例第21号)を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(図書館協議会)

第14条 図書館に、法第14条の規定に基づき、五條市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1)学校教育及び社会教育の関係者

(2)家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3)学識経験のある者

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成22年教委規則第9号で平成22年10月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、改正前の五條市立図書館設置管理に関する条例の規定に基づきなされた処分、手続、資料の貸出しその他の行為については、改正後の五條市立図書館条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の条例第5条及び第6条の規定による指定管理者の指定の申請及び指定に関する準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(指定管理者不在等期間の管理業務)

- 4 教育委員会が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者が不在の場合又は教育委員会が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、そのとき(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するときまでの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における図書館の管理業務は、各条項における所要の読替えにより、教育委員会がその職務を行う。

附 則(平成23年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に施設の利用の許可を受けている者は、改正後の規定に基づく使用の許可を受けた者とみなす。

五條市立図書館条例施行規則

平成21年12月22日
教委規則第9号

五條市立図書館管理運営規則(昭和48年12月五條市教育委員会規則第6号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、五條市立図書館条例(平成21年12月五條市条例第38号)第15条の規定に基づき、五條市立図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人貸出)

第2条 図書の個人貸出しを受けようとする者は、五條市立図書館利用申込書(様式第1号)により申込みの上、図書館利用者カード(様式第2号。以下「利用者カード」という。)により貸出しを受けるものとする。

2 登録者は、五條市立図書館利用申込書に記載した内容に変更が生じたときは、速やかに館長に届け出なければならない。

3 特に定める図書館資料については、貸出しをしないことができる。

(団体貸出)

第3条 図書の貸出しを受けることができる団体は、五條市内の各地域を中心として主体的に読書活動を行う団体とする。

2 図書の貸出しを受けようとする団体は、五條市立図書館団体利用申込書(様式第3号)により申込の上、利用者カードにより貸出しを受けるものとする。

(利用者カードの紛失等の届出及び再交付)

第4条 登録者及び登録団体は、利用者カードを紛失したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

2 図書館は、前項の届出があったときは、利用者カードの再交付を行うことができる。ただし、登録者及び登録団体が故意に利用者カードを紛失した場合においては、図書館は、利用者カードの再交付を拒否し、又は利用者カードの再交付にかかる費用の実費を徴収することができる。

(貸出冊数等)

第5条 図書の個人貸出冊数は、一人5冊以内とし、貸出期間は2週間以内とする。

2 個人が図書を貸出期間満了後引き続き利用しようとするときは、他に支障がない限り2週間以内においてこれを認めることができる。

3 登録団体の図書の貸出冊数は、1団体30冊以内とし、貸出期間は1箇月以内とする。

4 館長が特に必要があると認めるときは、冊数及び期間を変更することができる。

(返納を怠った者に対する処置)

第6条 館長は、貸出図書を指定期日までに返納しなかった者及び団体に対し、遅延期間により一定期間貸出を停止することができる。

(図書の寄贈及び保管委託)

第7条 館長が必要と認めたときは、図書の寄贈及び保管の委託を受けることができる。ただし、不慮の事故による委託図書の損害に対しては、その補償の責めを負わない。

(図書館資料の複写)

第8条 図書館資料(視聴覚資料を除く。)の複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書(様式第4号)を図書館に提出しなければならない。

2 図書館資料の複写は、その一部分とし、複写にかかる実費を納付しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、複写をすることができない。

- (1) 著作権法(昭和45年法律第48号)に違反するおそれがあると認められるもの
- (2) 複写により損傷を生じるおそれがあるもの
- (3) その他館長が複写することを不相当と認めたもの

(指定管理者の公募)

第9条 教育委員会は、指定管理者に図書館の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。ただし、図書館の適正な運営を確保するため教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 図書館の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の期間
- (4) 申請の方法
- (5) 指定管理者の候補者の選定基準
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、条例第5条に規定する五條市立図書館指定管理者指定申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者事業計画書(様式第6号)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする期間に属する各年度の五條市立図書館収支予算書(様式第7号)
- (3) 定款及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、会則等)
- (4) 団体の役員名簿又はこれに類する書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請書を提出する日の属する事業年度の前3事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表等団体の財務状況及び活動の内容を明らかにすることのできる書類
- (7) その他教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の候補者の選定)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、提出された書類その他必要な事項を次に掲げる基準に照らして審査し、指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条の事業計画書による図書館の運営が住民の平等な利用を確保するものであること。
- (2) 前条の事業計画書の内容が、図書館の効用を最大限に発揮するとともに、その管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 前条の事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。

2 教育委員会は、前項の規定により候補者を選定するために必要があると認めたときは、指定を申請した団体に対し、前条で定める書類以外の書類を資料として提出させ、説明を求めることができる。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、図書館の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思量する本市が出資等している団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 公募において第10条の規定による申請がなかったとき。
- (2) 前条の規定による審査の結果、図書館の管理を行わせるのに適当であると認める団体がいなかったとき。
- (3) 教育委員会が図書館の適正な運営を確保するため特に必要と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により選定するときは、当該団体と協議し、第10条に規定する書類の提出を求め、前条第1項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(候補者の選定等の通知)

第13条 教育委員会は、第11条の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、指定管理者候補者選定通知書(様式第8号)により、また選定しないと決定したときは、指定管理者候補者不選定通知書(様式第9号)により、その旨を通知するものとする。

(再度の選定)

第14条 教育委員会は、前条の規定による通知を行った後から次条の規定による指定に至るまでの間において、指定管理者の候補者につき、辞退その他の理由により指定管理者として指定することが不可能となったとき、又は指定管理者として指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該候補者の選定を取り消し、図書館に係る他の申請者の中から再度指定管理者の候補者を選定することができる。この場合において、教育委員会は、指定管理者候補者選定取消通知書(様式第10号)により、選定の取消しを当該候補者に通知するとともに、遅滞なく、再度の選定及びその結果を当該他の申請者に通知するものとする。

(指定管理者の指定等)

第15条 教育委員会は、第11条、第12条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、指定管理者指定通知書(様式第11号)により、その旨を通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第16条 前条第1項の規定により指定管理者の指定を受けた団体は、教育委員会と図書館の管理に関する協定を締結しなければならない。

(業務報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、図書館の管理の業務に関し次の各号に掲げる事項を記載した指定管理者業務報告書(様式第12号)を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第19条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日後速やかに当該年度の当該日までの業務報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 管理経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために教育委員会が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第18条 教育委員会は、図書館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第19条 教育委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合、指定管理者に損害を及ぼすことがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、指定管理者指定取消通知書(様式第13号)により、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部を停止したときは、指定管理者業務停止命令書(様式第14号)により、それぞれその旨を通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(その他)

第20条 この規則に定めるものを除くほか、図書館の管理運営に関し必要な事項は、教育長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、五條市立図書館設置管理に関する条例の全部を改正する条例(平成21年12月五條市条例第38号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成22年10月1日)

(準備行為)

2 この規則の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な公募、書類の提出等についての準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式 略

令和4年度
図書館要覧

発行・編集 五條市立図書館
指定管理者（株）図書館流通センター

〒637-0041

五條市本町1丁目1番5号

TEL : 0747-22-4133

FAX : 0747-22-4122